

板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動補助要綱

(平成6年3月16日区長決定)

(平成20年2月1日一部改正)

(平成21年10月30日一部改正)

(平成25年2月20日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年1月26日一部改正)

(平成30年3月2日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

(令和6年2月7日一部改正)

(令和8年6月30日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区が地域の道路等の清掃に奉仕した団体に補助金を交付することにより、その円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、シニアクラブとは、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第13条第2項及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知、平成21年6月15日最終改正。）に規定する老人クラブをいう。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、板橋区シニアクラブ運営要綱に基づいて運営されているシニアクラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、クラブが行う次に掲げる活動（以下「補助活動」という。）に係る経費とする。

クラブが行う道路等の清掃奉仕活動で毎月4回以上実施し、1回の参加者が5名以上の活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象から除く。

湯茶等以外の飲食費

(補助金の額)

第4条 補助金は、定額分及び毎月分とし、毎年度予算の範囲内で定める。

(補助金の交付申請)

第5条 クラブは、補助金の交付を受けようとするときは、清掃奉仕活動補助金交付申請書（別記第1号様式）に清掃奉仕活動参加者名簿（別記第2号様式）を添えて当該年度の4月末日までに区長へ提出しなければならない。

- 2 年度途中で補助活動が可能となったクラブについては、当該活動が可能となった日の属する月分から当該年度末の月分までの活動に係る補助金を、清掃活動補助金交付申請書（別記第1号様式）に清掃奉仕活動参加者名簿（別記第2号様式）を添えて一括して申請する。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、清掃奉仕活動補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、また、補助金の交付を不適当と認めたときは、清掃奉仕活動補助金交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、当該クラブに通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の請求は、4月から6月分は7月、7月から9月分は10月、10月から12月分は1月、1月から3月分は翌年度の4月に実績に基づいて請求するものとする。

- 2 定額分の補助金の請求は、前項の請求と合わせ、原則として7月に行うものとする。ただし、年度途中で補助活動が可能となったクラブについては、その後初めて到来する請求時期に合わせて行う。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けたクラブは、前条に定める請求時期に清掃奉仕活動補助金請求書（別記第5号様式）により補助金を請求する。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の請求に基づき補助金をクラブに交付する。

(清掃奉仕活動報告書等の提出)

第10条 クラブは、清掃奉仕活動報告書（別記第6号様式）を4月から6月分は7月、7月から9月分は10月、10月から12月分は1月、1月から3月分は翌年度の4月に速やかに提出しなければならない。また、清掃奉仕活動完了報告書（別記第7号様式）及び収支計算に関する事項を記載した報告書を当該年度終了後、4月末日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 区長は、前項の報告を受理したときは、補助金の決定内容及び交付条件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められたときは、補助金交付決定額を確定し、清掃奉仕活動補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該クラブに通知する。

(決定の取消)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限りで効力を失うものとする。
- 3 この要綱の施行以前から活動し、公益社団法人板橋区シルバー人材センターからの補助を受けている団体は、この要綱の補助対象団体とする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月7日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

(経過措置)

- 2 シニアクラブの名称については、この要綱の改正後も、当分の間、改正前の名称（老人クラブ）を使用することができる。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

クラブNo. _____

清掃奉仕活動補助金 交付申請書

年 月 日

（あて先）板橋区長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動補助要綱に基づき、 年度
シニアクラブ清掃奉仕活動補助金を下記により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 活動内容 区内道路等の清掃奉仕活動
- 3 事業計画

年間（延べ） 活動回数	年間（延べ） 活動会員数	活動場所
回	人	

<補助要件> ● 1か月に4回以上実施 ● 1回の活動に5人以上参加

年度 清掃奉仕活動参加者名簿

クラブNo. _____

クラブ名 _____

No.	氏 名	No.	氏 名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

※5人以上記入してください。

クラブ名
所在地
会長名

年度 清掃奉仕活動補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、 年度板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動補助金を下記により交付します。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 補助金の請求時期

区 分	金 額	補助金の請求時期
4月～6月実績分	円	7月
7月～9月実績分	円	10月
10月～12月実績分	円	1月
1月～3月実績分	円	4月
定額分	円	月
合 計	円	

3 交付条件

- (1) 板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動補助要綱に従って運営すること。
- (2) 清掃奉仕活動報告書（別記第6号様式）を3か月毎に、速やかに区へ提出すること。
- (3) 1か月に4回以上実施し、1回に5人以上参加すること。
- (4) 上記(1)から(3)の条件に違反したときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

クラブ名

所在地

会長名

清掃奉仕活動 補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった、 年度板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動補助金は、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

不交付理由

クラブNo. _____

清掃奉仕活動補助金 請求書

金 額 _____ 円

ただし、 年 月 日付 第 号で
交付決定通知のあった 年度シニアクラブ清掃奉仕活動に
係る補助金。

月分・ 月分・ 月分・定額分

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）板 橋 区 長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

清掃奉仕活動 報告書

年 月 日

（あて先）板橋区長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

下記のとおり、 年 月から 年 月までの清掃奉仕活動（道路等清掃）について
報告をします。

記

月	日	活動時間	活動場所	参加人員
月				人
				人
				人
				人
				人
				人
【合計】				
回				
人				
月				人
				人
				人
				人
				人
				人
【合計】				
回				
人				
月				人
				人
				人
				人
				人
				人
【合計】				
回				
人				

<補助要件> ● 1か月に4回以上実施 ● 1回の活動に5人以上参加

クラブNo. _____

清掃奉仕活動 完了報告書

年 月 日

（あて先）板橋区長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

年度シニアクラブ清掃奉仕活動補助金の交付に係る清掃奉仕活動（道路等清掃）が終了したので、下記のとおり報告します。

記

年間（延べ） 活動回数	年間（延べ） 活動会員数	活動場所
回	人	

<補助要件>

- 1 か月に 4 回以上 実施 ● 1 回の活動に 5 人以上 参加

<注意事項>

- 3 か月ごとに提出する、 年 4 月～ 年 3 月までの清掃奉仕活動報告書の数値と一致させてください。

第8号様式（第11条関係）

第 号

クラブ名
所在地
会長名

年度 清掃奉仕活動補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度板橋区シニアクラブ清掃奉仕活動
補助金は、下記により確定します。

年 月 日

板橋区長

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済金額 | 金 | 円 |